

座間市自治会総連合会規約細則

本細則は、規約第49条に基づき、座間市自治会総連合会（以下「市自連」という）規約の細則について定める。

第1条

規約第4条（事業）

- 1 地区自治会連合会（以下「地区自連」という）並びに単位自治会に対する自治会育成事業補助金については、予算の範囲内で補助金を交付することができる。
- 2 地区自連並びに単位自治会は、事業終了後速やかに自治会育成事業補助金の決算書及び事業報告書を提出するものとする。但し、決算書及び事業報告書は、総会資料をもってこれに充てることができる。

第2条

規約第5条（会員）

- 1 単位自治会会長は、会設立の報告や解散、地区自連からの退会の場合、地区自連会長を経由して所定の届出書を市自連会長に提出する。

第3条

規約第7条（総会）

- 1 選任する代議員数の基準日は、前年度の10月1日における会員数をもって定める。
- 2 代議員名簿は、依頼された期日までに、地区自連代表理事が市自連に書面（別紙1）で報告する。

第4条

規約第10条（総会の定足数）

- 1 代議員が総会を欠席するときは、委任状（別紙2）を市自連に提出しなければならない。

第5条

規約第12条（総会の議決権）第3項

- 1 代議員が総会を欠席するときは、前条の委任状によってその議決権を行使しなければならない。
- 2 総会が書面協議の場合、期日までに代議員から議決書の提出がなかった場合は、会長に議決権を一任したものとする。

第6条

規約第14条（総会運営）

総会の運営については、次のとおりとする。

- (1) 総会の審議について
総会における議案審議については、役員会が対処する。
- (2) 傍聴について
傍聴希望者は総会の前に、所属・氏名等を明示した申請書（別紙3）（手書きでも良い）を事前に会長に提出し、許可を得る。
- (3) 傍聴者の発言
傍聴者は、議長の許可を得ない限り発言（要旨は事前に提出）できない。
- (4) 書記
議事録作成のため、書記をおく。

第7条

規約第29条（役員を選任）

- 1 役員選考委員会の設置は、次のとおりとする。
 - (1) 役員選考委員会は、理事会が理事の中から互選により選考委員を選出する。
 - (2) 選考委員は、理事の中から5名前後を選出し、その中から選考委員長を1名選出する。
- 2 役員候補者は次のとおり。
 - (1) 現在の理事で、次年度も理事就任を内定されている者。
 - (2) 次年度、新たに理事就任を内定されている者。
 - (3) 推薦を受けた若干名の市自連理事経験者。
- 3 役員選任方法は、次のとおりとする。
 - (1) 選考委員会は、その独立性を尊重され、役員会並びに地区自連の代表者の意見も参考にして、次期役員候補者の選考を行う。
 - (2) 役員は、役員候補者の中から選考する。
 - (3) 役員は、原則として代表理事が役員数の3名以上とする。
 - (4) 選考委員長は、役員候補者の選考結果を新旧理事会に報告する。
 - (5) 選考委員長は、総会に役員選考報告を行い、総会の承認を得る。
 - (6) 役員の役職は、役員の互選により選出する。

第8条

規約第30条（役員の職務）第3項

- 1 役員の職務分担は次のとおりとする。
 - 総務部担当
 - 組織部担当
 - 防災部担当
 - 防犯部担当
 - 環境部担当
 - 広報部担当

第9条

規約第39条(部)に基づき、規約第30条第3項の「役員の職務」を遂行するため、理事会に次の部を設ける。

- 1 部の部長は、役員の中から会長が任命する。ただし、兼務はさまたげない。
- 2 部構成員の選任は、理事会が決する。
- 3 理事以外の自治会長を構成員にするときは、担当部長が役員会に諮り、理事会の承認を得る。
- 4 部の活動項目は、以下のとおりとし、詳細な活動内容は部ごとに別途決める。

(1) 総務部

- 1) 総会及び理事会に関すること。
- 2) 規約・規程・細則等の制定・改廃の検討に関すること。
- 3) 事業報告書・収支決算書・財産目録等の作成、会計年度終了後の会計監査による監査、総会報告に関すること。
- 4) 会計及び資産に関する帳票の保管・保存に関すること。
- 5) 役員・理事・自治会長研修会の実施に関すること。
 - ①自治会役員研修大会の実施
 - ②理事等視察研修会の実施
 - ③自治会長研修会の支援等
- 6) 行政との調整・協議に関すること。
 - ①市長・幹部との意見交換会の実施
 - ②各部門との意見交換会の実施
 - ③諸団体との連携
- 7) 市民レクリエーションに関すること。
- 8) 事務局に関すること。
- 9) 他市との情報交換に関すること。

(2) 組織部

- 1) 自治会加入率の向上を図り、組織拡大に関すること。
 - ①広報部との連携強化
 - ②春の加入促進キャンペーン実施
 - ③ふるさと祭りへの参加
- 2) 市自連加入組織の活性化に関すること。
 - ①地区自連や単位自治会組織の状況把握
- 3) 宅建協会、及び不動産協会との情報交換に関すること。

(3) 防災部

- 1) 防災減災意識の高揚啓発に関すること。
 - ①自主防災組織の育成と強化
 - ・防災訓練の実施
 - ・避難所開設訓練の実施
 - ・一時(いつとき)集合場所の指定
 - ・一時(いつとき)避難場所の指定

②関係諸団体(行政、警察、座間市地域防災推進員、消防団、災害ボランティアネットワーク等)との情報交換

③災害時避難行動要支援者にかかわる諸団体との連携

(4) 防犯部

1) 防犯意識の高揚に関する事

①防犯パトロールの実施啓発

②県安全安心まちづくり旬間への協力

③市内一斉パトロールの参加と実施

④座間防犯指導員との情報交換

(5) 環境部

1) 美化活動に関する事。

2) 高座クリーンセンター等への視察に関する事。

3) 座間市の水道施設等視察に関する事。

(6) 広報部

1) 広報紙「ふれあい」と「市自連ニュース」の編集、発行、配布に関する事。

2) 「ふれあい」の広告掲載に関する事。

3) ホームページの運用に関する事。

4) 座間市広報「ざま」に関する事。

(7) 専任理事部会

①組織発展に向けた情報の収集と助言

②地区自連への支援

5 部は、これらのほか、福利の増進に関わる活動を行う。

第10条

規約第37条 (役員等の交通通信費補助)

1 役員、理事等に年間交通通信費補助として、次に定める額を支給する。

支給方法は、当該年度末に支給するが、分割して支給することができる。

(1) 役員 30,000円

但し、以下の役職にあるものには役職加算分を追加する。

・会長職 70,000円

・副会長職 20,000円

・会計職 20,000円

(2) 理事 15,000円

2 役員、理事以外の諸会議出席者の交通通信費補助の額は、会議1回1,000円とする。ただし、同日に複数の会議に出席しても増額支給はしない。

3 部の会議出席者への交通通信費補助額は、会議1回500円とする。ただし、同日に複数の会議に出席しても増額はしない。会議への出席者は、提出された議事録により確認する。

第11条

規約第40条（会計監事）第1項

会計監事は、地区自連の順番制とし、順番は理事会で定める。

第12条

規約43条（収入）

会費の額については、市自連の「会費に関する規程」による。

第13条（書記）

総会、理事会並びに役員会には、書記をおき、事務局長及び事務局員をこれに充てる。

第14条 この細則に定めるほか、必要事項の規程は、役員会に諮り理事会の承認を得て定める。

附則

1. この細則は、平成23年4月1日から施行。
2. 座間市自治会連絡協議会規約運用細則（平成22年5月16日施行）は廃止。
3. この細則は、平成23年7月2日から適用。
4. この細則は、平成24年5月26日に改定し、同日施行。
5. この細則は、平成25年5月25日に改定し、同日施行。
6. この細則は、平成26年4月19日に改定し、同日施行。
7. この細則は、平成27年5月30日に改定し、同日施行。
8. この細則は、平成28年7月9日に改定し、同日施行。
9. この細則は、平成29年5月27日に改定し、同日施行。
10. この細則は、平成31年3月16日に改定し、同日施行。
11. この細則は、令和元年7月6日に改定し、同日施行。
12. この細則は、令和2年3月21日に改定し、同日施行。
13. この細則は、令和3年1月30日に改定し、同日施行。